平成２４年（フ）第２２４１号
大阪市中央区内本町２丁目１番８―801号
破産者　新潟　正康
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１号
岡山県倉敷市西中新田97番地
破産者　髙澤　憲一
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第９３５号
広島市安佐南区祇園６丁目29番22―201号
破産者　齊藤　宏朗
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４号
福岡県久留米市原古賀町20番地１　レディバード305号
破産者　福田　祥徳
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第８７号
福岡県大川市大字中古賀942番地
破産者　佐藤　信義
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第４号
佐賀県武雄市武雄町大字武雄6476番地16、申立時の住所佐賀県武雄市武雄町大字富岡7669番地
破産者　田中　禮子
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第１１７号
佐賀県伊万里市立花町1604番地７
破産者　樋渡　常右
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第６号
北海道赤平市東大町１丁目12番地
破産者　田中　和子
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第８号
北海道滝川市東町３丁目１番９号　ソフィアコート202号室
破産者　向山　昌希
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第３０１号
北海道旭川市北門町19丁目2155番地の３　アルヴィス203
破産者　伊藤　　洋
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３０２号
開始決定時の住所北海道旭川市１条通11丁目右４号
破産者　伊藤　利夫
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５０１号
北海道紋別市新生39番地の９
破産者　山本　幸男
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９１号
青森県八戸市根城６丁目16番22号
破産者　澤山　福雄
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第３２号
青森県八戸市湊高台１丁目11番14号　セジュール湊高台Ｂ101号室、開始決定時の住所青森県八戸市大字湊町字縄張39番地10
破産者　小川由利子
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第９号
秋田県横手市十文字町西原二番町14番地
破産者　飯塚　　均
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第２０号
秋田県横手市南町10番50号
破産者　和賀　忠廣
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第２９０３号
横浜市青葉区あざみ野３丁目１番地　あざみ野団地３棟204号、開始決定時の住所横浜市青葉区あざみ野４丁目３番地　あざみ野団地５棟102号
破産者　辻　　暘三
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部